

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 6 号

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項を次のように改める。

新たに条例第 12 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める扶養親族認定申請書により、その旨を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第 11 条第 2 項中「（委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「又は配偶者のない旨を確かめて」を「等その届出に係る事実及び扶養手当の月額を」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 11 条の 2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第 12 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第 1 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

3 第 1 項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第 16 条第 2 号中「条例第 12 条に規定する扶養親族で条例第 13 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 12 条第 2 項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第 56 条第 1 項中「当該職員が次の各号のいずれに該当するか」を「次の各

号に掲げる職員の区分」に、「第 1 号及び第 2 号」を「第 1 号ア及びイ」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 124 以上 100 分の 315 以下

イ 勤務成績が優秀な職員 100 分の 112.5 以上 100 分の 124 未満

ウ 勤務成績が良好な職員 100 分の 101 以上 100 分の 105 以下

エ 勤務成績が良好でない職員 100 分の 97.5 以下

(2) 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100 分の 87.5 以上 100 分の 262.5 以下

イ 勤務成績が良好な職員 100 分の 75 以上 100 分の 77.5 以下

ウ 勤務成績が良好でない職員 100 分の 71 以下

第 56 条第 2 項中「同項第 4 号」を「同項第 1 号エ又は第 2 号ウ」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 1 項第 1 号ア及びイ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定が適用される間の読替え）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条第 1 項中「条例第 12 条第 1 項」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年浜田市条例第 7 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第 12 条第 1 項」と、第 11 条第 2 項中「条例第 12 条第 2 項」とあるのは「読替え後の条例第 12 条第 2 項」と、第 11 条の 2 中「条例第 12 条第 1 項」とあるのは「読替え後の条例第 12 条第 1 項」とする。